

### 第1 計画策定の趣旨

この計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第9条第2項の規定に基づき、平成28年3月に策定した「第3次中野市子ども読書活動推進計画」の取組の成果や課題を踏まえ、中野市の基本的な施策を示すとともに、中野市の学校や読書活動ボランティアをはじめとする民間団体等による子どもの読書活動を推進するための指針として、定めるものです。

### 第2 計画の期間

令和9年度から8年間

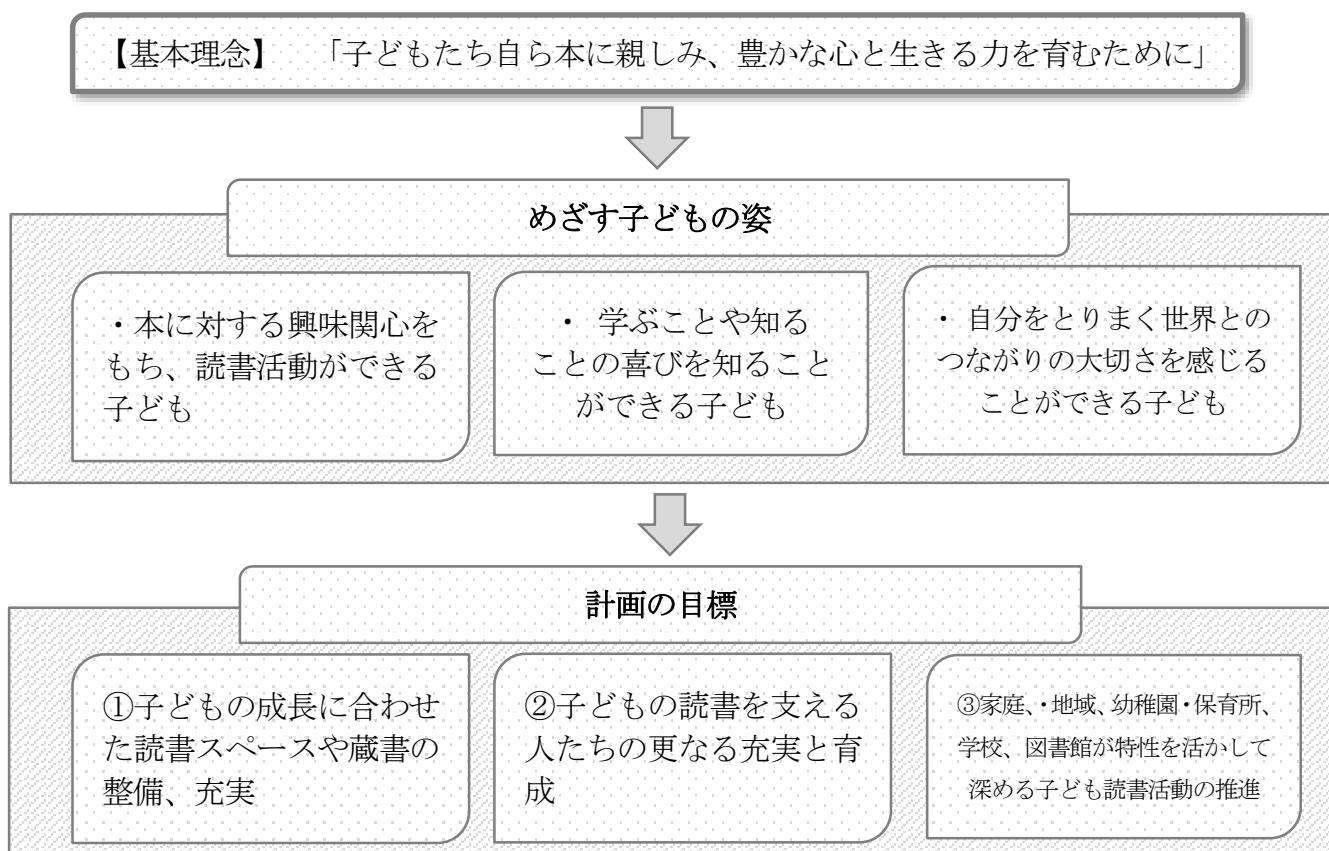
（ただし、社会情勢の変化等により変更が必要な場合には、計画を見直すものとする。）

### 第3 計画の目的

第3次中野市子ども読書活動推進計画（以下、「第3次推進計画」という。）は、中野市のすべての子どもが、あらゆる機会や場所において、自主的に読書活動に親しむことができるよう、市民と市が協働して、子どもの読書活動の定着を図ることを目的としています。

第4次中野市子ども読書活動推進計画（以下、「第4次推進計画」という。）では、第3次推進計画における、家庭・地域、幼稚園・保育所、学校、図書館等が行う子どもの読書推進活動の成果や課題を踏まえ、更なる子どもの読書活動の定着を実現するため、必要な事項を総合的に推進する施策を展開していくことを目的に策定を行います。

### 第4 目指す子どもの姿と計画の目標



### 第5 上位計画との関連

第4次中野市子ども読書活動推進計画は、本市の最上位計画である「第3次中野市総合計画」や「中野市教育大綱」と整合性を図ります。